※むつ中間貯蔵施設の共同利用も関電の参画も必要ありません

共同利用計画は関西電力・東北電力の救済策です

共同利用計画及び関電の参画について、関電等に説明を求めるべきです

※関電の中間貯蔵施設は何も決まっていないため

乾式貯蔵施設の工事計画は認められません

陳　　情　　書

２０２６年 11 月 24 日

福井県議会議長　小堀　友廣　様

避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第 2 ビル 301 美浜の会気付

◆陳情の趣旨

（１）むつ中間貯蔵施設を巡って、東電等は当初計画の 5,000 トンの搬入が困難だとして、「事業者間連携」（共同利用）の計画をむつ市等に説明しています。東電 3,500 トン、日本原電 900 トン、2 社合計で 4,400 トン。不足分を関電が 500 トン、東北電力が 100 トン搬入する計画です。しかし、東電だけでも約 5,600 トンの使用済核燃料が保管されています（福島第一原発 1～4 号機分を除く）。日本原電は約 1,000 トンで、2 社合計で 6,600 トンです。共同利用の必要はなく、関電の参画も必要ありません。なぜ 2 社で 4,400 トンなのでしょうか？むつ市議会の「使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会」での議員の質問に対しても具体的に答えていません。

また、東電等が 9 月 18 日に示した資料（※１）では、六ヶ所再処理工場が 2090 年以降も、85～100％で稼働するというまったく現実味のない計画になっています。

他方で、青森県は共同利用を認めていません。青森県の了解もなしに、共同利用を進めることは許されません。むつ中間貯蔵施設の共同利用は、関電と東北電力の原発運転継続のためのものです。また、むつ市が核のごみ捨て場となる可能性があります。

（２）県は 8 月 28 日の乾式貯蔵施設の建設同意表明の際に、「乾式貯蔵施設の貯蔵量は、中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量」であることを求めています。関電の中間貯蔵施設は決まっていません。そのためキャスク設置を内容とする乾式貯蔵施設の工事計画は、8 月 28 日の県の要求に反しています。

さらに、関電との安全協定及び覚書では、工事計画についても関電に連絡を求めています。

県の姿勢は、安全協定にも反します。関電から説明を受けるべきです。

関電の中間貯蔵施設は何も決まっていません。六ヶ所再処理工場も、8 月以降に一層の遅れが明らかになっています。そのため、ロードマップに実効性はありません。乾式貯蔵施設の工事計画の撤回を求めるべきです。

11 月 5 日の私たちとの面談では、関電に設工認の内容を確認するよう求めても、県は「設工認は報告を受けることになっていない」として、工事計画に県は関係がないという姿勢でした。むつ中間貯蔵施設への関電搬出計画についても、「中間貯蔵施設の個別の地点について、申し上げることはない」と答え、具体的なことは把握しておらず、検証する姿勢もありませんでした。県議会で以下を議論してください。

よって、［１］むつ中間貯蔵施設の共同利用（事業者間連携）の必要はなく、関電の参画も必要ありません。共同利用に反対してください。500 トンの搬出を計画している関電等から共同利用計画の説明を受けること。［２］関電の中間貯蔵施設は決まっていません。そのため乾式貯蔵施設の工事計画は、県の要求に反しています。乾式貯蔵施設の工事計画は認められないと表明すること、を強く求めます。

◆理由

［Ｉ］むつ中間貯蔵施設の共同利用について

１．東電と日本原電は当初搬入計画の 5,000 トンを上回る使用済核燃料を貯蔵しています。むつ中間貯蔵施設の共同利用の必要はなく、関電が参画する必要はありません。

むつ中間貯蔵施設の立地協定では、東京電力と日本原電の使用済核燃料を搬入することになっており、5,000 トンの計画です（現在完成している中間貯蔵施設は 3,000 トン。さらに 2,000 トンの施設を計画）。東電などは、当初の計画である 5,000 トンの使用は難しくなったとして、施設の事業者間連携（共同利用）の計画をむつ市や市議会等に説明しています。搬入できるのは 2 社で 4,400 トン（東電 3,500 トン、原電 900 トン）しかなく、残り 600 トンを関電 500 トン、東北電力 100 トンで使用したいと表明しています。

しかし、東電だけでも約 5,660 トン、日本原電の約 1,000 トンを合わせると約 6,600 トンの使用済核燃料が保管されています（東電の搬出可能分：柏崎刈羽 2,340 トン、福島第二 1,650 トン、福島第一 5 号機 240 トン、 6 号機 250 トン、共用プール及び乾式貯蔵が 1,180 トン、合わせると 5,660 トン。福島第一原発 1～4 号機分は含めず）。

このことからすれば、共同利用の必要はありません。関電が参画する必要もありません。
共同利用計画及び関電500トン搬出について、東電、関電及び国に説明を求めるべきです。

２．東電の共同利用に関する説明資料（※1）では、六ヶ所再処理工場が2090年以降（これから60年以上）も操業しているという非現実的な計画です。
再処理工場のしゅん工遅れはほぼ確実です。むつ市が核のごみ捨て場となる可能性。

東電の説明資料やむつ市議会での答弁で、共同利用を含む計画は下記のようになっており、六ヶ所再処理工場は2090年以降も稼働し続け、稼働率は年85～100％と想定しています。このような計画には実現性がありません。

10月27日の国の審査会合でも、六ヶ所再処理工場のしゅん工が遅れることがさらにはっきりしました。2026年度中（2027年3月）のしゅん工はほぼ不可能です。認可のための「補正申請書」の提出は、当初計画の10月から年明けに遅れると原燃社長が述べています。火災や水漏れ対策で新たな追加工事も必要となっています。他方で、高レベル廃液のガラス固化はしゅん工後に先送りされようとしています。これでは、再処理工場の操業の見込みはありません。

再処理工場が操業できなければ、むつ中間貯蔵施設に搬入した使用済核燃料はそのまま据え置かれることとなり、核のごみ捨て場となる可能性があります。このような状況で、関電の使用済核燃料をむつに搬出していいのでしょうか。

［東電等の共同利用の概要］
・むつ中間貯蔵施設での保管期間：50年
・共同利用の開始：2028年頃から。関電の乾式貯蔵施設へのキャスク据付（2029年度頃）より早く、むつ中間貯蔵施設への搬出を優先。
・六ヶ所再処理工場への搬出：2080年代後半までに、中間貯蔵施設の2棟目から搬出完了
・六ヶ所再処理工場の稼働：2090年以降も続き、稼働率は年85～100％

※1「リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）に関する中長期搬入・搬出計画について」2026年9月18日
https://www.tepco.co.jp/press/news/2026/pdf/26x4202.pdf
東京電力ホールディングス（株）/ 日本原子力発電（株） /リサイクル燃料貯蔵（株）

３．共同利用は立地協定に反しています。
青森県は共同利用に反対しています。地元青森県の意見を尊重してください。
共同利用の計画は、関電と東北電力の原発運転継続のためのものです。

むつ中間貯蔵施設の立地協定では、搬入元は東電と日本原電に限られています。そのため、

共同利用は立地協定に反しています。青森県は、共同利用に反対しています。副知事は「新たな工程表が提示されなければ、事業者間連携どころかそもそもの中間貯蔵施設への持ち込みもないと考えていることに変わりはない」と述べています（陸奥新報社　2026 年 9/19）

10 月 31 と 11 月 1 日に行われたむつ市での市民説明会でも「むつ市が最終処分場になるのではないか」「共同利用は関電を救済するもの」等の批判や不安が多く表明されています。

私たちは、むつ市・福井・関西・新潟・宮城・首都圏の市民団体と協力して、共同利用等に反対するネット署名 15,433 筆を 10 月 28 日にむつ市に提出しました。また、美浜町の関電原子力事業本部にも 11 月 6 日に同署名を提出しました。

関電と東北電力は、それぞれ原発プールが満杯に近づいています。関電の場合は 2～3 年でプールは満杯になります。東北電力の女川原発 2 号機も、あと 2 回の定検でプールは満杯になり運転できなくなります。

これまで述べたように、共同利用は、関電と東北電力の原発を運転継続するための場当たり的な方策でしかありません。関電の 500 トンは、7 基の原発の使用済核燃料発生量の約 3.8 年分に過ぎません。老朽化している原発の運転継続は事故の危険を高めます。

青森県の意見を尊重し、共同利用に反対すべきです。

［Ⅱ］関電の乾式貯蔵施設の工事計画について

1．関電の中間貯蔵施設は決まっていません。そのような中での乾式貯蔵施設の工事計画は、県の要求に反しています。そのため、工事計画は認められないと表明すべきです。

福井県は 8 月 28 日の建設同意表明に当たり、関電に下記を求めています。（「別添事項」https://x.gd/NEh7e）。

> 2（2）乾式貯蔵施設の貯蔵量は、中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量とし、中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理すること　（下線は引用者）

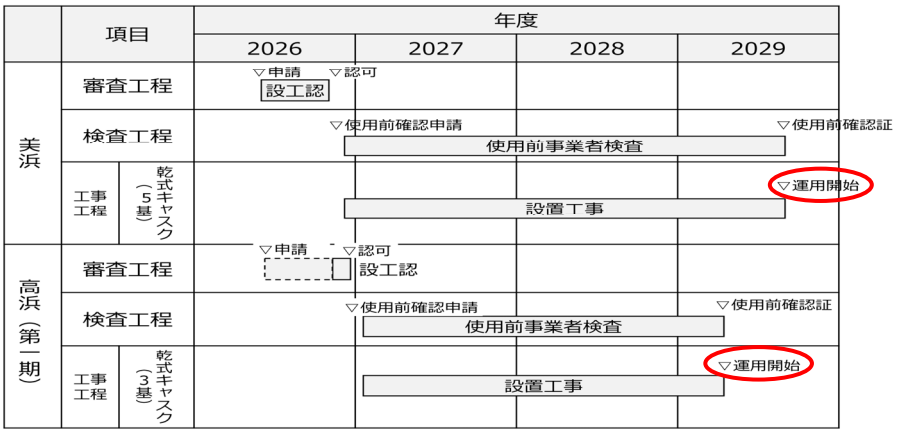

これは、中間貯蔵施設の規模等が確定しない限り、乾式貯蔵施設への使用済核燃料の搬入は認めないということです。

一方関電は、8 月 31 日に規制委員会に高浜 1 期分と美浜の乾式貯蔵施設について工事計画の認可申請書を出しました（設計及び工事計

画認可申請書)。そこでは、2026 年度末から設置工事を開始し、2029 年度にキャスクを据付ける計画になっています（前頁図。2026 年 10 月 6 日審査会合での関電資料　2-2 より)。

中間貯蔵施設が決まっていないのに、このような工事計画は認められません。

県は 9 月議会での答弁で「関西電力が搬入計画を示せば、県としてしっかり確認をしていく」と明言しています。しかし、11 月 5 日の面談で県は、「設工認については県は関係がない」「設工認の計画とキャスク搬入計画は別」との回答でした。関電に設工認の内容を確認するよう求めても、「設工認は報告を受けることになっていない」として、工事計画に県は関係がないという姿勢です。これでは、「中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量」の確認はできません。そもそも、中間貯蔵施設が決まっていないのですから、県は関電に工事計画の撤回を求めるべきです。

２.「安全協定書」および「協定書の運用に関する覚書」は、工事計画について連絡を求めています。工事計画について、関電から説明を受けるべきです。

11 月 5 日の面談で県は、「安全協定は、基本設計の確認であり工事計画を確認することにはなっていない」「事務的連絡以外、工事計画の報告は受けていない」と述べました。しかし、安全協定には、「基本設計の確認だけ」というような文言はなく、工事や準備工事について連絡を要求しています。関電は 10 月から一部の準備工事を始めています。準備工事についても、関電から説明を受けるべきです。

（美浜・大飯・敦賀原発の安全協定と覚書より。下線は引用者）

（１）安全協定書（以下「協定書」）および協定書の運用に関する覚書（以下「覚書」）には、報告を設置（変更）許可に限定する趣旨の記載はない。

（２）協定書 第３条の２では「乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。」となっている。8 月 28 日の事前了解の際に「中間貯蔵施設に確実に搬出できる量」を条件として県は求めている。関電の工事計画では、中間貯蔵施設も決まっていないため、県の条件を関電は守っていない。

（３）協定書の第６条（平常時における連絡）で、「定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない」項目として、「(1) 発電所建設工事の進捗状況」を明記している。

協定書は平成３０年（2018 年）１１月２２日改定であることからして、この「発電所建設工事」が新増設工事だけを指すとは考えられない。発電所施設全般の建設工事を指すと解されるべき。

（４）覚書の第４条１項では、協定書第６条の「発電所建設工事」とは、「準備工事を含む工事の着手から使用前検査の終了までをいうものとする」と定めている。

覚書第４条３項では、「① 発電所の施設設置計画の変更」を「その都度連絡する」ことを定めている。工事計画を規制委員会に申請した段階で連絡が行われるべき。

（５）関電は、10 月から一部の工事を開始したと報道されている。覚書の第４条１項は、「準備工事を含む工事の着手」から連絡の対象としているので、開始された工事が、仮に設工認認可を待たずに実施できる「準備工事」であったとしても、県には連絡されているはずであり、県は工事の内容を把握していなければならない。

原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/atom/kyoutei_d/fil/kyotei04.pdf
原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/atom/kyoutei_d/fil/oboe04.pdf

３．関電のロードマップに実効性はありません。中間貯蔵施設は何も決まっていません。

中国電力の社長は、上関の中間貯蔵施設計画について、規模も明らかにできずにいます。さらに「関電と組むのかも未定」と記者会見で述べています。山口県内では、反対の運動が一層強まっています。関電は 2030 年頃に操業を開始するというだけで、計画地点も明らかにしていません。先に述べたように、六ヶ所再処理工場のしゅん工も遅れます。このような状況では、関電のロードマップに実効性はありません。

面談で県は「個別地点について申し上げることはない」「関電は 2030 年に操業すると言っている」と繰り返すだけでした。現状を把握しようとさえしていません。面談に参加した立地地元の参加者は、「このままでは、地元に核のごみが居座ることになり、多くの人が心配している」と訴えました。

乾式貯蔵施設の建設計画に反対を表明すべきです。

以上により、下記事項を陳情します。

記

１．むつ中間貯蔵施設の共同利用（事業者間連携）は必要ありません。関電の 500 トン搬出も必要ないため、共同利用に反対してください。

共同利用の計画及び 500 トンの搬出を計画している関電、東電、国から説明を受けてください。

２．関電の中間貯蔵施設は決まっていません。乾式貯蔵施設の工事計画は、県の要求に反しています。そのため、工事計画は認められないと表明してください。

以上

２０２６年１１月２４日　　避難計画を案ずる関西連絡会